

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成26年1月30日認可した。

平成26年2月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
三豊市山本町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）黒田池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大木地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）東側地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）奥池地区
豊浜町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）野々池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）岡地区
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）大平木地区